

雪崩分科会研究助成運用規定

第1条 雪崩分科会ではその活動を活発化させるため、会員間に関心のある調査・研究課題等について研究会を組織し、より多くの関心のある人達の検討を加えて研究が発展することを目的として企画研究の助成を行う。また企画研究に対する助成以外に、海外で開催される学会等で雪崩に関する発表を行う個人を対象に、参加費の助成を行う。

第2条 研究助成

- (1) 対象は雪崩に関する企画であること
- (2) 助成金は年間5万円を上限とする
- (3) 申込方法

申請者は研究部会名、目的と内容、代表者名（世話役）等を明記して分科会事務局まで企画研究を申し込む

- (4) 採択の可否

研究助成の採択の可否は役員会にて決定する

- (5) 企画研究者は、その成果を雪崩分科会総会やレター等で発表する

第3条 海外での学会等参加費助成

- (1) 対象は海外で行われる雪崩に関する学会、シンポジウム、研究会であること
- (2) 助成対象者は、以下の条件を満たすものとする

- ① 学会等に原則として全日程参加し、自らも発表を行う
- ② 所属先等から出張旅費の支給がない

- (3) 助成対象者は年間2名以内とする（2名の場合、参加先が別々であることが望ましい）
- (4) 助成金は各人5万円を上限とする
- (5) 申請方法

申請者は研究集会名、発表者、発表題目がわかるプログラム等のコピーを添付して分科会事務局まで参加費助成を申し込む

- (6) 採択の可否

参加費助成の採択の可否は役員会にて決定する

- (5) 助成金の交付を受けたものは、雪崩分科会総会やレター等で参加報告を行うものとする

(平成21年10月2日制定)